

平成25年(2013年)10月11日

「大阪南港野鳥園」  
条例改正、緑地に

市議会、経費節減で

渡り鳥の飛来で知られる

「大阪南港野鳥園」(大阪  
市住之江区)を、市の施設  
として定めた条例を廃止し  
て「緑地」とする条例改正  
案が、10日の市議会で賛成

多数で可決された。経費節  
減が目的で、干潟や湿地の  
管理は続けるが、来園者の  
案内や野鳥観察指導の経費  
はストップする。

一時は廃止も含めて検討  
された観察用の展望台は、  
来年度から年間160万円  
の予算で市が管理する方針  
となった。

毎 日 新 聞

2013年(平成25年)10月11日(金)

行政ファイル

◇野鳥園、魚つり園  
廃止条例案可決、付帯  
決議で「機能維持を」  
大阪市議会は10日、  
本会議を開き、市海浜  
施設条例改正案を可決  
し、大阪南港野鳥園(住  
之江区)と大阪南港魚  
つり園(同)を14年3  
月末に廃止することを  
決めた。市によると、  
2園とも指定管理者制  
度をやめて、市が管理  
し、年間予算を圧縮す  
る。野鳥園は緑地、魚  
つり園は護岸として、  
市が民間に業務委託す  
るなどして施設機能を

維持するため、引き続  
き利用できるという。  
本会議では、野鳥園は  
干潟・湿地の環境を保  
全し、野鳥観察の場と  
して維持する▽魚つり  
園は、安心して釣りが  
楽しめるよう安全対策  
をする――との付帯決  
議も可決された。  
また本会議では、市  
が職員労組に市庁舎か  
らの事務所退去を求め  
団体交渉を拒んだのを  
不当労働行為と認めた  
府労働委員会の命令に  
対し、市が11日に中央  
労働委員会に再審査の  
申し立てをすることも  
議決された。